

平成 29 年度 国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務 企画提案説明書

1 業務名

国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務

2 業務目的

札幌市では、「映像の力により世界が憧れるまち札幌を実現するための条例」第 7 条第 1 項に基づき、映像を活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ戦略的に実施するために、『札幌市映像活用推進プラン』を平成 28 年 6 月に策定した。

本業務は、当該プランで掲げる【基本方針 1 映像を活用した魅力の発信 施策 1-1 国際共同制作の促進】及び【基本方針 3 映像産業の基盤強化 施策 3-2 映像人材の育成】を具体化するため、市内映像関連事業者のドキュメンタリー映像の制作技術を生かした海外展開を促進するとともに、国際共同制作を担う映像関連事業者・人材の育成を図ることを目的として実施するものである。

本業務を通じて、①海外の映像関連事業者に対する企画立案・提案の方法、②海外の共同制作者の見つけ方、③資金調達の方法などを学ぶことで、市内の映像関連事業者が自ら企画立案し、映像コンテンツ制作に係る資金調達手段や海外の放映枠等を獲得するための契機となるよう、運営事務局として業務全体の管理運営を行う。

■映像の力により世界が憧れるまち札幌を実現するための条例

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoujyourei.html>

■札幌市映像活用推進プラン

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizokihonkeikaku.html>

3 業務内容

本業務における運営事業者に求める業務は次のとおりである。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

(1) ワークショップの開催

ア 概要

市内映像関連事業者等を対象として、国際ドキュメンタリー制作実現のための企画開発の方法や資金調達手段を学ぶワークショップを実施する。

イ 実施回数

3 回（1 回のワークショップに要する時間は最低 2 時間以上とする）

ウ 会場

札幌市内で利便性の良い会場を選定すること。

エ 講師の選定

ドキュメンタリー映像の国際共同制作に関する知見・ノウハウを有する講師を選定すること。

オ 参加目標人数

10人程度を想定している。

3回のワークショップについては、同一人物による参加を基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同一事業者に属する別人物の参加を妨げないものとする。

カ 参加料

無料

キ 参加者の募集

次に掲げる事業者に対し、別途作成するチラシやFacebook等を活用して周知すること。

- (ア) 北海道放送株式会社
- (イ) 札幌テレビ放送株式会社
- (ウ) 北海道テレビ株式会社
- (エ) 北海道文化放送株式会社
- (オ) 株式会社テレビ北海道
- (カ) 一般社団法人北海道映像関連事業者協会に属する事業者
- (キ) 平成29・30年度札幌市競争入札参加者名簿（物品・役務）に登録されている事業者のうち、【大分類】役務（一般サービス業）、【中分類】映画・ビデオ制作業、放送業、【所在地区分】市内に属する事業者
- (ク) その他の映像関連事業者

ク チラシの作成

デザインについては、原則自由とするが、チラシには、次に示すサッポロスマイルマークロゴを掲載すること。

なお、募集チラシのデザイン決定にあたっては、委託者に事前確認のうえ決定すること。

■サッポロスマイルロゴ

次に示す3パターンのロゴのうち、1つを選択し、チラシに掲載すること。

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/logo/index.html>

【1行タイプ】

【2行タイプ】

【赤丸タイプ】

The logo consists of the word "SAPP" in a bold, sans-serif font, followed by a stylized smile-like curve, and then "RO" in the same font.The logo consists of "SAPP" on the top line and "RO" on the bottom line, with a stylized smile-like curve positioned between the two lines.

数 量：500枚

規 格：A4両面

刷 色：4色カラー

(2) 企画提案（ピッチング）の実施

ア 概要

今後の企画立案などに生かすため、ワークショップ参加者を対象とし、海外の企画採択権を持つプロデューサー等に対して具体的な企画提案を実施し、映像コンテンツの制作に係る資金調達手段や海外の放映枠等を獲得するための企画提案の方法等を学ぶ機会とする。

イ 実施回数

1回

ウ 実施時期

平成30年3月までに実施すること。具体的な実施時期に関しては、ワークショップの開催スケジュール等も考慮して決定すること。

エ 開催地

海外を原則とし、具体的な選定にあたっては、海外における映像コンテンツの市場動向を踏まえて、委託者と協議のうえ決定すること（想定：香港フィルマート2018 平成30年3月）。

オ 参加目標人数

5人程度

(3) 報告書の作成

上記(1)～(2)の実施状況を記録して事業成果をまとめるとともに、今後の事業展開に向けた課題や改善点等について提案を盛り込んだ報告書を作成し、委託者に提出すること。

4 企画提案を求める項目

(1) 全体事項

ア 業務実施に対する基本的な考え方（方針や目標等）

イ 業務の執行体制

ウ 業務全体のスケジュール

(2) ワークショップの企画

ア 映像関連事業者の人材育成を行うために、ワークショップに招く講師の選定や全体の内容をどうするか。ワークショップに参加させる者の参加条件をどのように設定するかを提案すること。

イ 平成28年度に実施した国際ドキュメンタリー共同制作支援事業で講師を務めた者を起用するなど、事業内容の継続性に配慮した提案を行うこと。

ウ 国際共同制作の実現に向けて新しい可能性を切り拓くために、映像コンテンツの制作に係る資金調達手段の確保に向けて有効だと考えられる内容を提案すること。

エ 講師の選定にあたっては、国内外での活躍実績を豊富に有する者を登用するなど、工夫すること。

(3) その他の独自提案（任意）

業務の目的達成のために、重要と考えられる事項や、効果的・効率的な方法があれば提案すること。

5 選定方法及び選定数

- (1) 業務を受託する事業者は、公募型企画競争（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務企画競争実施委員会（以下「委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を選定する。

6 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日（土）まで

7 応募資格

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限日において、平成29・30年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限日において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

8 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 企画提案に関する質問の受付 | 平成29年7月11日（火）17時まで【必着】 |
| (2) 参加意向申出書の提出 | 平成29年7月12日（水）17時まで【必着】 |
| (3) 企画提案書の提出 | 平成29年7月21日（金）17時まで【必着】 |
| (4) プレゼンテーションの実施 | 平成29年7月下旬（予定） |
| (5) 選定事業者の決定 | 平成29年8月初旬（予定） |

9 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の様式に質問の趣旨を簡潔に記入し、下記のあて先まで電子メールで送信すること。

電子メールの件名は、「国際ドキュメンタリー共同制作支援事業委託業務 質問書」として送信すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 受付期間

平成29年6月22日（木）～平成29年7月11日（火）17時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せて札幌市ホームページで公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

(4) 送信先

札幌市経済観光局国際経済戦略室

IT・クリエイティブ産業担当課クリエイティブ産業担当係 担当：佐藤

E-mail：contentstokku@city.sapporo.jp

10 参加意向申出書の提出

企画提案への参加を希望する者は、下記のとおり参加意向申出書を提出すること。提出期限日までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めない。

(1) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(2) 提出期限

平成29年7月12日（水）17時まで【必着】

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

(4) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側

札幌市経済観光局国際経済戦略室 IT・クリエイティブ産業担当課

クリエイティブ産業担当係 担当：佐藤

TEL：011-211-2379 FAX：011-218-5130

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア～エまでを一式とし、正本として1部提出すること。副本は、イ～エまでを一式とし、10部提出すること。提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

ア 企画提案申込書（様式2）

イ 企画提案者概要（様式3）

ウ 企画提案書（自由様式）

エ 積算書（自由様式）

(2) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

ア 企画提案書の分量は添付資料も含めてA4版20ページ程度までとする。

イ 企画提案書は、両面印刷で提出すること。

ウ 積算書については、積算根拠が分かるように記載すること。

なお、本積算額は、企画書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

エ 審査の公平性を担保するため、副本には、企画提案者を特定可能な事業者名、ロゴマ

ーク等の情報は記載しないこと。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成 29 年 7 月 21 日（金）17 時まで【必着】

ウ 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側

札幌市経済観光局国際経済戦略室 IT・クリエイティブ産業担当課

クリエイティブ産業担当係 担当：佐藤

TEL：011-211-2379 FAX：011-218-5130

12 企画書の選定方法

(1) 審査

企画提案は、提出書類及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を行うこととし、札幌市及び外部有識者で構成する委員会において、下記「**14 審査基準**」により総合的に審査する。

(2) プレゼンテーション

本市の指定する日時、場所でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 実施方法

(1) 出席者は 3 人以内とする。

(2) 持ち時間は 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）程度とし、本市の指定した時刻から順次行うものとする。

(3) 参加意向申出書を提出した者であっても、プレゼンテーションに出席しない場合は無効とする。

(4) 提出した企画提案書に基づいて企画提案を行うこと。なお、プロジェクター及びパソコンを使用したい場合は、事前に連絡すること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、事業者名を述べることは認めない。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、文書により速やかに通知する。

(4) 契約の相手方について

本業務は、上記審査によって選定された 1 社と随意契約により、契約を締結することを原則とする。また、選定された事業者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

なお、選定された事業者との交渉が不調に終わった場合、次点とされたものと交渉する場合がある。

13 予算上限額

3,000,000 円（消費税相当額を含む）

14 審査基準

企画提案書を選定するための審査基準は、概ね次のとおりとし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者を選定する。また、総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議のうえ選定する。

なお、企画提案者が1社であっても、最低基準点を60点とし、各委員の評価点がいずれも60点以上だったときは、契約候補者として選定する。

審査項目		配点	審査基準
業務執行能力	執行体制	15点	・業務を実施するにあたり、適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる十分な体制を有しているか。
	類似業務実績	15点	・業務の実行力を示す類似業務の実績を十分に有しているか。
	業務スケジュール	10点	・業務を実施するにあたり、全体スケジュールが適切に設定されているか。
企画提案内容	企画提案全般	20点	・業務の目的に沿った提案内容となっているか。 ・国際ドキュメンタリー共同制作における現状の理解・認識が十分に備わっているか。
	ワークショップの企画内容	30点	・講師の選定は適切か。 ・平成28年度に実施した国際ドキュメンタリー共同制作支援事業との継続性を意識した提案内容となっているか。 ・映像コンテンツ制作に係る資金調達手段を模索するための提案内容となっているか。
	その他の独自提案	10点	・業務目的を達成するために、独自の工夫が提案されているか。

15 その他の留意事項

- (1) 企画提案、プレゼンテーション等に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 申込後に辞退する場合は、取下願（様式5）を提出すること。

16 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局国際経済戦略室 IT・クリエイティブ産業担当課

クリエイティブ産業担当係 担当：佐藤

TEL：011-211-2379 FAX：011-218-5130

E-mail：contentstokku@city.sapporo.jp